

盛岡市介護職員奨学金返還支援補助金交付申請の手引き

1 計算方法

奨学金返還支援補助金は、盛岡市内の介護保険サービス事業所に勤務している月に返還した奨学金の1/2の金額(1月当たり6,500円、年間で78,000円を上限)を交付するものです。次の手順で、補助金交付申請額を計算してください。

(1) 補助対象月の確認

令和5年4月から令和6年1月までの間に市内事業所に勤務していた月数に、令和6年2月及び3月の2月を足した月数が補助対象月となります。

【例】4月から8月まで市内A事業所に勤務していたが、その後退職し、10月に市内B事業所で勤務を開始した場合

補 助 対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	対象					×	対象					
												合計11月

(2) 補助対象額の確認

令和5年4月から12月までのそれぞれの月に返還した金額と、令和6年1月から3月までの各月に返還予定の金額を確認します。

なお、半年賦等、月賦以外の支払方法で返還している奨学金については、月数で按分し、対象月に振り分けて計算します。

【例】半年ごとに60,000円を返還しており、9月は市内事業所に勤務していなかった場合

補 助 対象額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

60,000円÷6か月(半年) = 10,000円

→各月の返還金額10,000円、9月は市内事業所に勤務していなかったため、補助対象額0円

○複数の種類の奨学金を返還している場合は、各月ごとの返還金額(返還予定額)を合計します。

○滞納のあった翌月に2か月分返還した場合は、本来返還すべきだった月に返還したものとして計算します。
ただし、延滞金、支払手数料等は、補助対象額に含みません。

(3) 補助金交付申請額を算出

補助対象月ごとの補助対象額の1/2が6,499円以下の場合には1/2の金額、6,500円以上の場合には6,500円が月ごとの補助金交付申請額となります。(1)で確認した補助対象月に応じて、令和5年度の補助金交付申請額を算出してください。

【例】A奨学金:月賦3,000円、B奨学金:月賦 4,547円、C奨学金:半年賦払6,000円で、補助対象月ごとの補助対象額の1/2が6,499円以下の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間返還額
A奨学金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000					3,000	36,000
B奨学金	4,547	4,547	4,547	4,547	4,547	4,547	4,547					4,547	54,564
C奨学金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000					1,000	12,000
合計	8,547	8,547	8,547	8,547	8,547	8,547	8,547					8,547	102,564
補助金交付申請額	4,273	4,273	4,273	4,273	4,273	4,273	4,273					4,279	51,282

○各月ごとの補助対象額が奇数となる場合は、返還の最終月に端数を寄せてください。

【端数の処理方法】

①102,564円÷2=51,282円……………年間の補助金交付申請額

(割り切れない場合は、少数点以下切捨て)

②8,547円÷2(小数点以下切捨て)=4,273円……………4月から2月までの補助金交付申請額

③51,282円-4,273円×11か月分= 4,279円……………3月の補助金交付申請額

様式第1号に
記載する補助
金交付申請額

2 提出書類について

補助金交付申請に当たっては、**補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、就業証明書、奨学金の内容のわかる書類**を提出してください。なお、奨学金の内容のわかる書類については、次のとおり提出してください。

【奨学金の内容のわかる書類】

返還している奨学金の種類ごとに、返還している月賦額、半年賦額を証明できるものを用意してください。
(奨学金返還誓約書に記載されている返還額と現在返還している金額が異なる場合は、別途現在の返還額がわかるものを用意してください。)

【書類の揃え方の例】

- ・スカラネットパーソナルの画面をコピーする(日本学生支援機構が借入先となっている奨学金の場合)
- ・借入先に問い合わせ等を行い、必要書類を手配する

3 留意事項

(1) 奨学金返還支援補助金は、次の条件を満たす方が交付対象者となります。交付対象者としての条件を満たしているか、必ず確認をお願いいたします。

- ・市内に所在する介護保険サービス事業所(※)に勤務する常勤職員(週30時間以上勤務)であること
※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は含まれず、介護保険サービス事業所の勤務時間で条件を満たすことが必要となります。
- ・奨学金を本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。
- ・盛岡市内の介護保険サービス事業所で就業を継続する意思があること。
- ・他の補助制度を受けて返還していないこと。

(2) 各種様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。下記のページを御覧ください。

【広報ID:1031115】令和5年度盛岡市介護職員奨学金返還支援補助金交付申請について
<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/1031115.html>

(3) 今年度の返還が終了し次第、実績報告を行っていただきます。その際、今回の交付申請時に使用した印鑑を使用しますので、必ず今回使用した印鑑を控えておくようお願いいたします。今後、実績報告書の作成等について御案内いたしますので、各種書類を事前に作成し、準備していただきますようお願いいたします。内容は、今回の補助金交付申請に係る提出書類とおおむね同様ですので、今回の提出する書類について控えを用意していただくと実績報告書の作成を円滑に進めることができます。

(4) 今回交付申請した金額に変更が生じた場合(返還金額の減額を行った、滞納した後毎月の返還金額に変更が生じた場合等)は、実績報告の前に補助事業変更承認申請を行っていただく必要がありますので、金額の変更があった場合は、速やかに市介護保険課の担当者宛て【電話:019-626-7562】お知らせください。

(5) 姓の変更、住所変更等があった場合は、申請内容変更届出書を市介護保険課事業所指定係に提出してください。

【申請内容控え】書類の提出前に記入し、実績報告が完了するまで保管してください

		変更が生じた場合の手続
申請者氏名		申請内容変更届出書を提出
申請者住所		
補助金交付申請額	円	市介護保険課担当者宛て連絡【019-626-7562】

補助金交付申請期限:令和6年2月9日(金)

申請印	
-----	--